

## 喜多方市カーボンニュートラル宣言の実現に向けた協働に関する連携協定書

喜多方市と会津電力株式会社及び会津エナジー株式会社（以下「三者」という。）は、喜多方市カーボンニュートラル宣言（2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ）の実現に向けて、協働して取り組むことに合意し、次のとおり連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、三者が連携し協働することにより、激甚化・頻発化する気候関連災害をはじめとした地球温暖化への具体的な対策を講じ、喜多方市カーボンニュートラル宣言の実現とひいては地域循環共生圏の創造及び地方創生に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 三者は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 地域のカーボンニュートラル社会の実現に関すること。
- (2) 再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大に関すること。
- (3) エネルギーの地産地消等、地域経済循環の向上に関すること。
- (4) 防災・減災機能の強化等、地域のレジリエンス強化に関すること。
- (5) 環境教育や地球温暖化対策、SDGs、再生可能エネルギーの普及啓発に関すること。
- (6) 地域の事業者の脱炭素化支援に関すること。
- (7) 地域循環共生圏の創造のための、環境・経済・社会の統合的向上によるローカル SDGs ビジネスの創出に関すること。

### （連絡調整）

第3条 三者は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

### （協定内容の変更）

第4条 三者の内のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく取組を行う上で、互いに知り得た秘密は、本協定に基づく取組を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に三者間の承諾を得ずに協定外の他者に開示又は漏洩してはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合、既に公知となっている情報の場合及び当該当事者の了解を得た場合はこの限りではない。

(経費の負担)

第6条 本協定に基づく取組・事業・その他活動のために必要となる経費は、三者による協議の上、その都度決定する。

(協定の期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の60日前までに、三者から何らかの申し出がないときは、有効期間が満了する日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び必要な事項又は本協定に疑義が生じた場合には、三者が別途協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、三者それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和4年12月21日

福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2  
喜多方市

喜多方市長

遠藤 忠一

福島県喜多方市関柴町西勝字井戸尻 48 番地 1  
会津電力株式会社

代表取締役

磯部 英世

福島県喜多方市関柴町西勝字井戸尻 48 番地 1  
会津エナジー株式会社

代表取締役

佐藤 彌右衛門